

京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行期日を定める規則
を公布する。

平成19年9月28日

京都市長 梶本 頼兼

京都市規則第39号

京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行期日を定
める規則

京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行期日は、平成19
年10月1日とする。

(総務局監察室)